別表六 (三十七) の記載の仕方

この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合に記載します。

なお、「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度(その申告事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度)又は申告連結事業年度前の連結事業年度(その申告連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度)について記載し、申告事業年度又は申告連結事業年度については記載を要しません。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名 を「法人名」の括弧の中に記載してください。

1 平成19年改正前の措置法(以下「平成19年旧措 置法」といいます。)第42条の6第3項《中小企業 者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特 別控除》、平成18年改正前の措置法(以下「平成18 年旧措置法」といいます。)第42条の6第3項(中 小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税 額の特別控除》若しくは平成15年改正前の措置法 (以下「平成15年旧措置法」といいます。) 第42 条の11第3項《中小企業者等が特定機械等を賃借 した場合の法人税額の特別控除》(平成14年改正法 附則第21条第2項《電子機器利用設備を取得した 場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》 の規定により適用される場合を含みます。)の規定 の適用を受けた法人(平成19年旧措置法第68条の11 第3項《中小連結法人が特定機械等を賃借した場 合の法人税額の特別控除》、平成18年旧措置法第68 条の11第3項《中小連結法人が特定機械等を賃借 した場合の法人税額の特別控除》又は平成15年旧 措置法第68条の15第3項《中小連結法人が特定機 械等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規 定の適用を受けたものを含みます。) が平成19年改 正前の措置法令(以下「平成19年旧措置法令」とい います。)第27条の6第17項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合又は平成19年旧措置法第68条の11第3項、平成18年旧措置法第68条の15第3項の規定の適用を受けた連結法人(平成19年旧措置法第42条の6第3項、平成18年旧措置法第42条の6第3項又は平成15年旧措置法第42条の11第3項の規定の適用を受けたものを含みます。)が平成19年旧措置法令第39条の41第17項《連結確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合

2 平成19年旧措置法第42条の7第3項(事業基盤 強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》、 平成17年改正前の措置法(以下「平成17年旧措置法」 といいます。) 第42条の7第3項(事業基盤強化設 備を賃借した場合の法人税額の特別控除》、平成16 年改正前の措置法(以下「平成16年旧措置法」とい います。)第42条の7第3項(事業基盤強化設備を 賃借した場合の法人税額の特別控除》若しくは平 成15年旧措置法第42条の7第3項《事業基盤強化 設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》若し くは第42条の8第3項《事業化設備等を賃借した 場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受け た法人(平成19年旧措置法第68条の12第3項《事業 基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控 除》、平成17年旧措置法第68条の12第3項《事業基 盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除 》、平成16年旧措置法第68条の12第3項《事業基盤 強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》 又は平成15年旧措置法第68条の11第3項《事業基 盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除 》若しくは第68条の12第3項《事業化設備等を賃 借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用 を受けたものを含みます。) が平成19年旧措置法令 第27条の7第19項《事業基盤強化設備を取得した 場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受け る場合又は平成19年旧措置法第68条の12第3項、平成17年旧措置法第68条の12第3項、平成16年旧措置 法第68条の12第3項若しくは平成15年旧措置法第68条の11第3項若しくは第68条の12第3項の規定の適用を受けた連結法人(平成19年旧措置法第42条の7第3項、平成17年旧措置法第42条の7第3項、平成16年旧措置法第42条の7第3項又は平成15年旧措置法第42条の7第3項若しくは第42条の8第3項の規定の適用を受けたものを含みます。)が平成19年旧措置法令第39条の42第23項《連結確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合

- 3 平成19年旧措置法第42条の10第3項(沖縄の 特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合 の法人税額の特別控除》若しくは平成17年旧措 置法第42条の10第3項(沖縄の特定中小企業者 が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特 別控除》の規定の適用を受けた法人(平成19年旧 措置法第68条の14第3項(沖縄の特定中小連結 法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額 の特別控除》又は平成17年旧措置法第68条の14 第3項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設 備を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規 定の適用を受けたものを含みます。)が平成19年 旧措置法令第27条の10第11項(確定申告書に添 付する事項》の規定の適用を受ける場合又は平 成19年旧措置法第68条の14第3項若しくは平成 17年旧措置法第68条の14第3項の規定の適用を 受けた連結法人(平成19年旧措置法第42条の10第 3項又は平成17年旧措置法第42条の10第3項の 規定の適用を受けたものを含みます。) が平成19 年旧措置法令第39条の44第15項(連結確定申告 書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合
- 4 平成19年旧措置法第42条の11第3項《情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人(平成19年旧措置法第68条の15第3項《情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の

- 適用を受けたものを含みます。) が平成19年旧措 置法令第27条の11第14項(確定申告書に添付す る事項)の規定の適用を受ける場合又は平成19 年旧措置法第68条の15第3項の規定の適用を受 けた連結法人(平成19年旧措置法第42条の11第3 項の規定の適用を受けたものを含みます。) が平 成19年旧措置法令第39条の45第17項(連結確定 申告書に添付する事項)の規定の適用を受ける 場合
- 5 平成14年改正前の措置法第42条の6第3項《電子機器利用設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人が平成14年改正前の措置法令第27条の6第13項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合
- 6 平成18年改正法附則第106条(情報通信機器等 を取得した場合等の法人税額の特別控除に関す る経過措置》の規定によりなおその効力を有す るものとされる平成18年改正前の措置法(以下 「平成18年旧効力単体措置法」といいます。)第 42条の11第7項《リース情報通信機器等を賃借 した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用 を受けた法人(平成18年改正法附則第132条(連 結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法 人税額の特別控除に関する経過措置》の規定に よりなおその効力を有するものとされる平成18 年改正前の措置法(以下「平成18年旧効力連結措 置法」といいます。) 第68条の15第7項 (リース 情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特 別控除》の規定の適用を受けたものを含みま す。) が平成18年改正措置法令附則第27条 (情報 通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別 控除に関する経過措置》の規定によりなおその 効力を有するものとされる平成18年改正前の措 置法令第27条の11第21項(確定申告書に添付す る事項》の規定の適用を受ける場合又は平成18 年旧効力連結措置法第68条の15第7項の規定の 適用を受けた連結法人(平成18年旧効力単体措置

法第42条の11第7項の規定の適用を受けたものを含みます。)が平成18年改正措置法令附則第40条《連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる

平成18年改正前の措置法令第39条の45第25項(連結確定申告書に添付する事項)の規定の適用 を受ける場合